

令和2年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設工事基本設計委託業務プロポーザル 参加表明書に関する質問書の回答

番号	質問	回答
1	<p>5ページ目「7 業務実施上の条件」に従い、管理技術者および各主任技術者を選任します。</p> <p>一方12ページ目「17 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）」（1）で出席者の合計数3名の内、管理技術者及び主任技術者（建築（総合））は必ず出席とございます。</p> <p>プレゼンテーション及びヒアリングに出席できる残る1名は、選任した「各主任技術者」以外の者でも可でしょうか？</p>	<p>選任した各主任技術者以外の者でも、出席してよろしいです。</p>
2	<p>業務の実績についてですが、「同種とは保育所。類似とは保育所を含む複合施設 その複合施設の用途は 放課後児童クラブ、児童館、地域子育て支援拠点施設などを指す」と解釈してよろしいでしょうか？</p> <p>同種・類似業務の実績の条件をそれぞれ教えてくださいませんか。</p>	<p>本回答により、追加様式2、追加様式3、追加様式4及び追加様式6に記載する「業務の実績」及び「同種又は類似の業務の実績」並びに第一次審査における「同種又は類似の業務の実績」の定義は、以下のとおりとします。</p> <p>「国、地方公共団体又は民間の建設する道内の以下の①～④の施設で、平成22年4月1日以降に完了した新築又は改築の設計に係る業務の基本設計又は実施設計業務の履行実績」</p> <p>各追加様式の記載にあたっては、以下の優先順位で記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「保育所」と「放課後児童クラブ、児童館、地域子育て支援拠点のいずれか」を含む複合施設</li> <li>②「保育所」（単体）又は、保育所を含む複合施設で①以外のもの</li> <li>③「放課後児童クラブ、児童館、地域子育て支援拠点」のうち2つ以上を含む複合施設</li> <li>④「放課後児童クラブ、児童館、地域子育て支援拠点」のいずれかの単体施設</li> </ol> <p>なお、①又は②の実績のない事業者は、本プロポーザルの提案資格を有しません。（プロポーザル説明書6（8）による。）</p> <p>また、本プロポーザルにおいては、同種と類似の区分けはなく、上記の業務実績を「同種又は類似の業務の実績」とします。</p>

3	<p>参加表明に提出する書類は「追加様式1 追加様式2 追加様式3 追加様式4 追加様式5 追加様式6」と解釈してよろしいでしょうか？</p> <p>(プロポーザル説明書10(1)には追加様式第1～6と書いていますが、第1号様式には「追加様式6」が書いていないので確認です。)</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>第1号様式については修正しますので、ホームページにてご確認願います。</p>
4	<p>管理技術者及び各主任技術者の経歴などの業務実績として、以前所属していた事務所の実績の記載は可能でしょうか。</p> <p>またその際、契約書の写しに代え、実施体制表もしくは管理及び主任技術者選定通知書を添付する事で宜しいでしょうか。</p>	<p>以前所属していた事務所の実績の記載は可能です。その際、契約書の写しの提出が困難な場合は、契約書の写しに代えて、「業務名、発注者、受注者、受注形態及び契約期間が確認できるもの」を提出してください。</p>
5	<p>建築(総合)主任技術者に関して、説明書に、「参加表明書提出日において、3か月以上継続して参加表明者の単体企業に常駐している者であること」と記載がありますが、入社3か月未満であっても、保育園・児童館などの子育て支援施設の設計実績を多数有している者を配置しても宜しいでしょうか。</p>	<p>管理技術者及び建築(総合)主任技術者は、参加表明書提出日において3ヶ月以上継続して参加表明者の単体企業に常駐している者であることが要件となりますので、入社3か月未満の方を建築(総合)主任技術者として配置することはできません。</p>
6	<p>追加様式1の技術職員・資格の記載の人数記載に関しまして、協力事務所の人数に関しては( )書きにする等分けて記載を行った方が宜しいのでしょうか。</p>	<p>協力事務所の人数について、記載は不要ですので、貴社の技術職員の人数のみ記載してください。</p>

(担当課) 仁木町住民課おもいやり係  
 電話：0135-32-2513 FAX：0135-32-2648  
 E-mail：n-hks-m@town.niki.hokkaido.jp